

○東串良町ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者等に対する住民基本台帳事務に係る支援措置に関する規程

令和4年12月16日東串良町訓令第8号

東串良町ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者等に対する住民基本台帳事務に係る支援措置に関する規程

(趣旨)

**第1条** この規程は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。）第1条第2項に規定する被害者、ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号。以下「ストーカー規制法」という。）第6条に規定するストーカー行為等の被害者、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「児童虐待防止法」という。）第2条に規定する児童虐待の被害者及びこれらに準ずる行為の被害者等の保護を図る観点から、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。）に基づく住民基本台帳の一部の写しの閲覧、住民票の写し等の交付及び戸籍の附票の写し等の交付に係る町の支援措置について、必要な事項を定めるものとする。

(支援の対象者)

**第2条** 被害を申し出た者のうち、支援の必要性が確認された者（以下「支援措置対象者」という。）は、東串良町の住民基本台帳に記載されている者又は東串良町に本籍を有する者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 配偶者暴力防止法第1条第2項に規定する被害者であって、保護を求める旨の申出をしたものであり、かつ、警察署等が支援の必要性があると認めるもの。
- (2) ストーカー規制法第6条に規定するストーカー行為等の被害者であって、援助を求める旨の申出をしたものであり、かつ、警察署等が支援の必要性があると認めるもの。
- (3) 児童虐待防止法第2条に規定する児童虐待を受けた児童である被害者であって、援助を求める旨の申出をしたものであり、かつ、児童相談所等の相談機関等が支援の必要性があると認めるもの。
- (4) その他、前3号に掲げるもののほか、それらに準ずる被害を受けている者であって、支援措置を受けることが適当であると町長が認めるもの。

2 町長は、支援措置対象者と同一の住所又は本籍を有する者について、併せて支援措置を実施することが必要であると認めるときは、その者もこの規程における支援措置対象者とする。

(支援の申出等)

**第3条** 支援措置を受けようとする者は、住民基本台帳事務に係る支援措置申出書（様式第1号。以下「申出書」という。）を町長に提出するものとする。

2 町長は、申出書が提出されたときは、運転免許証、旅券等の官公署が発行する身分証明書（本人の写真が貼られているものに限る。）又は町長が適当と認める書類の提示を求め、支援措置対象者本人による申出であることを確認するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、町長が認める場合は、代理人による支援措置の申出を認めるものとする。この場合において、町長は、法定代理人にあつては戸籍謄本その他その資格を証明する書類を、任意代理人にあつては指定の事実を確認できる書類の提示を求めるとともに、前項に準じて代理人本人であることを確認するものとする。

4 前条第1項第3号及びこれに準ずる者として同項第4号に規定する支援措置対象者については、児童相談所長又は支援措置対象者の監護等に当たる児童福祉施設の長、里親若しくは小規模住居型児童養育事業を行う者等を代理人として取り扱うことができるものとする。この場合において、当該代理人は、当該支援措置対象者の監護等をしている事実及び代理人本人であることを確認できる書類を提示しなければならない。

5 町長は、第1項の申出書を受けた場合において、前条の規定に該当することを確認したときは、住民基本台帳事務に係る支援措置決定通知書（様式第2号）により当該申出者に通知し、支援を行うものとする。この場合における確認は、必要に応じ、警察署、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所等の意見を聴取する等の方法により行うことができるものとする。

6 町長は、前条の規定により支援措置を実施することの必要性が確認できなかったときは、当該申出者に対して速やかに支援措置却下通知書（様式第3号）により通知するものとする。

7 町長は、支援措置対象者が他の市区町村に対して、併せて支援措置を実施することを求める場合には、申出書の写しを次に掲げる市区町村等に転送することができる。

- (1) 前住所地
- (2) 本籍地
- (3) 前本籍地
- (4) 固定資産所在市区町村等

8 町長は、他の市区町村から転送された同様の申出書の写し等において、支援措置の必要性があることを確認したときは、当該写し等をもって支援を行うことができる。

（支援の内容）

**第4条** 前条の規定により支援を行うこととされた者（以下「支援者」という。）に行う支援の内

容は、次に掲げるものとする。

- (1) 住基法第11条の2に規定する住民基本台帳の一部の写し（以下「閲覧リスト」という。）に関して、支援措置対象者の、申出の相手となる者（以下「相手方」という。）から支援者に関する事項について閲覧申出があった場合の当該申出の拒否
- (2) 支援者の住基法第12条第1項に規定する住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書、住基法第15条の4第1項に規定する除票の写し若しくは除票記載事項証明書、住基法第20条第1項に規定する戸籍の附票の写し又は住基法第21条の3第1項の規定する戸籍の附票の除票の写し（以下「住民票の写し等」という。）の交付の請求を受けた場合の当該請求をした者への口頭による必要な質問、関係文書の提示要請等の方法による請求事由の厳格な審査
- (3) 相手方から支援者の住民票の写し等の請求をされた場合の住基法第12条第6項（住基法第15条の4第5項、第20条第5項及び第21号の3第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づく当該請求の拒否

（支援の期間）

**第5条** 支援者への支援措置の期間は、第3条第5項又は第7項の規定による確認をした日から起算して1年とする。

2 町長は、支援措置の期間終了の1か月前から、当該措置の延長の申出を受けるものとし、申出書による申出があった場合には、当該措置の終了の日から1年を超えない範囲で当該期間を延長することができる。

（支援の中止等）

**第6条** 町長は、支援者が次の各号のいずれかに該当するときは、第4条に規定する支援措置を中止するものとする。

- (1) 支援者又は代理人（第3条第3項及び第4項に規定する代理人をいう。次項において同じ。）が住民基本台帳事務に係る支援措置解除届（様式第4号）を町長に提出したとき。
- (2) 前条第1項に規定する支援措置の期間を経過し、かつ、延長の申出がなされなかったとき。
- (3) その他町長が支援措置の必要性がなくなつたと認めるとき。

2 町長は、前項の規定により支援措置を中止したときは、その旨を住民基本台帳事務に係る支援措置終了通知書（様式第5号）により、支援者又は代理人に通知するものとする。

3 町長は、第1項の規定により支援措置を中止したときは、第3条第6項に規定する他の市区町村にその旨の連絡をする。

（協議事項）

第7条 この規程に定めのない事項については、関係者が協議して定めるものとする。

付 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和5年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の日前にドメスティック・バイオレンス及びストーカー被害者等に対する住民基本台帳事務に係る支援に関する事務取扱規程により支援対象者として支援を受けている者については、この規程による支援者とみなす。ただし、この場合の支援期間については、第5条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(東串良町ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者支援に関する住民票の写し等の交付に係る事務取扱規程の廃止)

3 東串良町ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者支援に関する住民票の写し等の交付に係る事務取扱規程（平成21年11月12日東串良町訓令第7号）は、廃止する。

様式第1号（第3条関係）

住民基本台帳事務における支援措置（新規・継続）申出書

（固定資産が所在する東京都及び市区町村への支援措置申出書を兼ねる）

鹿児島県東串良町長

関係市区町村長

関係都税事務所長

様

住民基本台帳事務（又は固定資産税事務）におけるドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者保護の支援措置の実施を求めます。

		市区町村	受付	連絡
転送	/		/	/
	/		/	/
	/		/	/

年 月 日

氏 名  
(受付番号 )

備考

申出者	氏名 (生年月日)	(年 月 日)	住所	〒	連絡先	本人確認		
相手方 (判明している場合)	氏名 (生年月日)	(年 月 日)	住所	〒	その他			
申出者の状況 (別紙参照の上いずれかにし)	A 配偶者暴力防止法		B ストーカー規制法		C 児童虐待防止法		D その他前記AからCまでに準じるケース	
添付書類 (ある場合、該当書類にし)	保護命令決定書(写し)			その他				
	ストーカー規制法に基づく警告等実施書面							
相談先	(警察署、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所等の機関に相談している場合、相談した日時、当該機関(以下「相談機関」という。)の名称、担当課等を可能な範囲で記入して下さい)							
	年 月 日(相談先の名称				)(担当課			
支援措置を 求める者 (現住所が 記載されて いるものに 限る)	希望にし	支援を求める事務			現住所等			
		住民基本台帳の閲覧			現住所	同上		
		住民票の写し等の交付(現住所地)			現住所	同上		
		住民票の写し等の交付(前住所地)			前住所			
		戸籍の附票の写しの交付(本籍地)			本籍			
	戸籍の附票の写しの交付(前本籍地)			前本籍				
併せて支援 を求める者 (同一の住 所を有する ものに 限る)	申出者との 関係	氏名	生年月日	申出者との 関係	氏名	生年月日		
備考	他の市区町村（特別区を含む。）に所有する固定資産（裏面） <input type="checkbox"/> あり（※過去に所有していた場合も含む。） <input type="checkbox"/> なし							

(注)

- 太枠の中を記入してください。
- 申出に際し、ご本人の確認をさせていただきます。
- 法定代理人、児童相談所長、児童福祉施設の長、里親、ファミリーホーム事業を行う者等支援措置対象者本人以外の者が申し出る場合は、備考欄に実際に申し出を行う者の氏名、生年月日、住所、連絡先等を記入して下さい。
- 申出の内容について、相談機関等に確認させていただく場合があります。
- 支援措置は、厳格な審査の結果、不当な目的によるものでないこととされた請求まで拒否するものではありません。
- 支援の期間は、支援開始の連絡日から一年です。期限到来の一月前から延長の申出を受け付けます。当該申出がない場合、期限到来をもって支援を終了します。
- 申出書の内容に変更が生じた場合には、当初に申出を行った市町村長に申出を行って下さい。

固定資産税事務における支援を求める市区町村及び所有固定資産の詳細

申出者の 所有固定 資産	固定資産税事務における 支援を求める市区町村名		土地・家屋の別	固定資産の所在		備考	
	1						
	2						
	3						
	4						
	5						
併せて支援 を求める者 (同一の住所 を有する者に 限る)	氏名等		申出者との関係	氏名	生年月日	備考	
	所有 固定資産	固定資産税事務における 支援を求める市区町村名		土地・家屋の別	固定資産の所在		
		1					
		2					
		3					
		4					
		5					
	氏名等		申出者との関係	氏名	生年月日		
	所有 固定資産	固定資産税事務における 支援を求める市区町村名		土地・家屋の別	固定資産の所在		
1							
2							
3							
4							
5							
備考							

- (注) ●「住民基本台帳事務における支援措置申出書」に記載の市区町村以外の市区町村に固定資産を所有している場合又は過去に所有していた場合で、当該固定資産所在地市区町村に対しても支援措置に準じた支援の申出を行う場合に記入してください。
- 太枠の中に記入してください。
  - 償却資産を所有する場合は、「土地・家屋の別」欄に「償却資産」記入してください。
  - 納税通知書をお持ちの場合は、納税通知書を添付することにより、「土地・家屋の別」欄及び「固定資産の所在」欄の記入を省略して差し支えありません。
  - 本申出書に記載された固定資産が所在する市区町村に申出書（「住民基本台帳事務における支援措置申出書」を含む。）の写しを送付します。ただし、所有する固定資産が特別区に所在する場合は、当該固定資産が所在する特別区を所管する都税事務所が送付先になります。

「住民基本台帳事務における支援措置申出書」の「申出者の状況」欄に、次の区分により、いずれかにVを記入してください。

A 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律  
(配偶者暴力防止法)

配偶者暴力防止法第1条第2項に規定する被害者であり、かつ、暴力によりその生命又は心身に危害を受けるおそれがあり、かつ、相手方が、その住所を探索する目的で、住民基本台帳法上の請求を行うおそれがある。

B ストーカー行為等の規制等に関する法律  
(ストーカー規制法)

ストーカー規制法第6条に規定するストーカー行為等の被害者であり、かつ、更に反復してつきまとい等又は位置情報無承諾取得等をされるおそれがあり、かつ、相手方が、その住所を探索する目的で、住民基本台帳法上の請求を行うおそれがある。

C 児童虐待の防止等に関する法律  
(児童虐待防止法)

児童虐待防止法第2条に規定する児童虐待を受けた児童である被害者であり、かつ、再び児童虐待を受けるおそれがあり、又は監護等を受けることに支障が生じるおそれがあるものについて、相手方が、その住所を探索する目的で、住民基本台帳法上の請求を行うおそれがある。

D その他前記AからCまでに準ずるケース

様

東串良町長

印

支援措置決定通知書

年 月 日付で申請された支援措置申出については、下記のとおり支援措置を決定しましたので通知いたします。

記

1 支援対象者

支 援 者	住所			
	本籍			
	氏名		生年月日	
	同一の住所又は本籍に属する者の氏名			

2 支援措置内容

該 当	支援する措置	現住所等
✓		
	住民基本台帳の閲覧	現住所
	住民票の写し等の交付（現住所地）	現住所
	除票の写し等の交付（前住所地）	前住所
	戸籍の附票の写しの交付（本籍地）	本 籍
	戸籍の附票の除票の写しの交付（前本籍地）	前本籍

3 支援の期間

年 月 日～ 年 月 日

【注意事項】

- ① 支援期間は、支援開始の日から一年間です。継続して支援を希望される場合は、支援が終了する日の一月前から支援が終了する日までに「支援措置申出書」（警察署又は福祉事務所等相談機関が承認済み）を提出してください。なお、当該申出がない場合、期限到来をもって支援を終了します。
- ② 支援期間中に支援の中止を希望する場合には、「支援措置解除届」を提出してください。

殿

東串良町長 印

支援措置却下通知書

年 月 日付で申請された支援措置申出について警察署等に支援の必要性について確認したところ、必要性を確認することができませんでした。よって支援措置を却下いたします。

1 申出があった支援措置を求める者

現住所			
氏 名	生 年 月 日		

2 申出があった支援措置内容

該当✓	支援する措置	現住所等
	住民基本台帳の閲覧	現住所
	住民票の写し等の交付（現住所地）	現住所
	住民票の写し等の交付（前住所地）	前住所
	戸籍の附票の写しの交付（本籍地）	本 籍
	戸籍の附票の写しの交付（前本籍地）	前本籍

申出人  
住 所  
氏 名 印

支援措置解除届

年 月 日付で申し出した下記の支援措置について、支援措置の解除を申し出ます。

1 支援対象者

現住所		
氏 名	生 年 月 日	

2 支援措置内容

該当✓	支援する措置	現住所等
	住民基本台帳の閲覧	現住所
	住民票の写し等の交付（現住所地）	現住所
	住民票の写し等の交付（前住所地）	前住所
	戸籍の附票の写しの交付（本籍地）	本 籍
	戸籍の附票の写しの交付（前本籍地）	前本籍

殿

東串良町長 印

支援措置終了通知書

年 月 日付で開始された支援措置については、下記のとおり終了いたします。

1 終了理由  
支援措置期間の終了

2 支援対象者

現住所		
氏 名	生 年 月 日	

3 支援措置内容

該当✓	支援する措置	現住所等
	住民基本台帳の閲覧	現住所
	住民票の写し等の交付（現住所地）	現住所
	住民票の写し等の交付（前住所地）	前住所
	戸籍の附票の写しの交付（本籍地）	本 籍
	戸籍の附票の写しの交付（前本籍地）	前本籍

4 支援措置の期間

年 月 日～ 年 月 日